

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 30. 5. 25 第 196 回国会第 23 号

5 月 25 日（金）、第 23 回の委員会が開かれました。

- ①働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第 63 号）
 - ②労働基準法等の一部を改正する法律案（西村智奈美君外 2 名提出、衆法第 17 号）
 - ③雇用対策法の一部を改正する法律案（岡本充功君外 4 名提出、衆法第 14 号）
 - ④労働基準法の一部を改正する法律案（岡本充功君外 4 名提出、衆法第 15 号）
 - ⑤労働契約法の一部を改正する法律案（岡本充功君外 4 名提出、衆法第 16 号）
- ・委員外議員（丸山穂高君（維新））の発言について協議決定しました。
 - ・各案及び①に対する修正案について、加藤厚生労働大臣、田畑厚生労働大臣政務官及び政府参考人並びに修正案提出者橋本岳君（自民）及び浦野靖人君（維新）に対し質疑を行いました。
 - ・①及び①に対する修正案について、委員長から質疑総局が発議され、採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。
（賛成一自民、公明、維新）
 - ・①に対する修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。
（賛成一自民、公明、維新）
 - ・①に対する修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
（賛成一自民、公明、維新）
 - ・①に対し橋本岳君外 2 名（自民、公明、維新）から提出された附帯決議案について、橋本岳君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成一自民、公明、維新）

（質疑者及び主な質疑内容）

丸山穂高君（維新）

- ・修正案を提出した意義について伺いたい。

高橋千鶴子君（共産）

- ・高度プロフェッショナル制度の対象労働者は、医師の面接指導さえ受ければ何時間でも働いてよいこととなるのか。
- ・法定時間外労働が月 45 時間以下に収まっている者が 5 割程度となっている研究開発業務に従事する労働者を、高度プロフェッショナル制度の対象とすることは妥当なのか。

西村智奈美君（立憲）

- ・高度プロフェッショナル制度を内閣提出案から削除することを厚生労働大臣は英断すべきではないか。
- ・不適切なデータが相次いで見つかった平成 25 年度労

働時間等総合実態調査及びその精査結果について、法案採決前に、改めて調査票原票に当たってデータを精査すべきではないか。

- ・労働時間規制が適用されない高度プロフェッショナル制度の違反を監督指導することはできず、長時間労働の抑制にならないのではないか。

岡本充功君（国民）

- ・高度プロフェッショナル制度適用労働者に対し面接指導を行った医師が、当該労働者を制度の適用から外すべきといった場合に、使用者はそれに従う法的義務を負うのか。
- ・高度プロフェッショナル制度が適用される労働者が同意を撤回した場合に不利益取扱いがなされないことが法律上どのように担保されているのか、修正案提出者に伺いたい。
- ・概日リズムを乱す交代制勤務について、我が国としてどのように評価しているのか伺いたい。